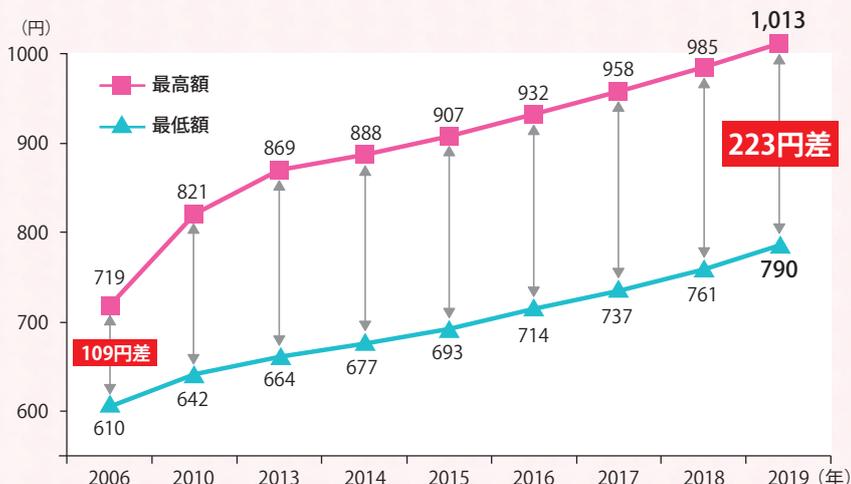


# 看護師・介護職員の全国一律 産業別最低賃金の 新設を 特定最賃



国が決める医療費は全国一律で決まっているのに対し、そこで働く医療・介護労働者は働く地域や職場の違いによって賃金に格差が生じています。どこでもだれでも安心して医療・介護が受けられる体制を作るためにも賃金・労働条件の改善が必要です。

## 10年で2倍！さらに広がる最低賃金の地域間格差



地域別最低賃金は、都市部と地方でランクが分けられ、その格差は毎年拡大しています。この賃金格差が、都市部への人口流出をまねき、地域経済の疲弊と過疎化に拍車をかけています。

地域活性化のためにも、地方の最低賃金を大幅に引き上げて、地域間格差をなくしていく必要があります。

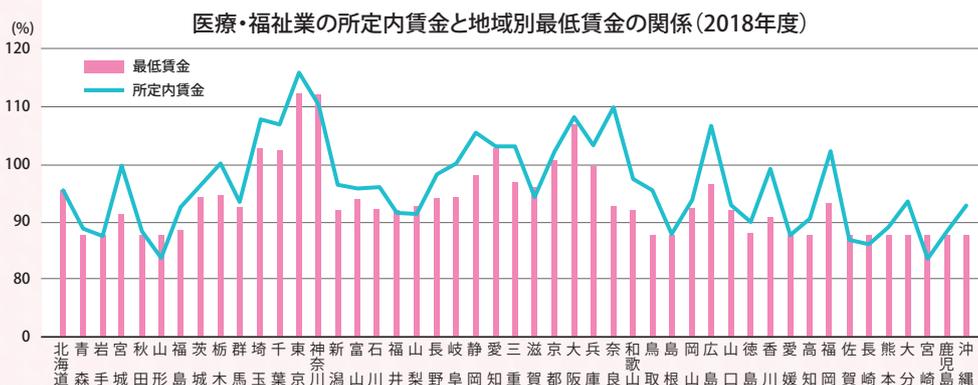
同じ仕事なのに場所が変われば  
賃金が変わる!!

- 日給で 1,792円の差
- 月給だと 38,931円の差
- 年収だと 467,200円の差

## 最低賃金の格差がそのまま賃金格差に

最低賃金の格差が、そのまま医療や介護・福祉労働者の賃金格差につながっています。

この地域間格差がある限り労働者の賃金は安い方へ流され、深刻な人員不足を解消することはできません。



右グラフは所定内賃金及び最低賃金の全国平均を100%とした割合。  
厚生労働省2018年賃金構造基本統計調査、  
2019年10月実施の最低賃金より日本医労連が作成。

## 同じ看護師・介護福祉士の中でも、格差が存在

| (円)   | 看護師     |         |         |         | 介護福祉士   |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 2018年度  |         |         |         | 2018年度  |         |         |         |
|       | 初任給     | 35歳     | 50歳     | 59歳     | 初任給     | 35歳     | 50歳     | 59歳     |
| 全体最高  | 247,650 | 396,100 | 472,211 | 484,670 | 199,000 | 391,300 | 405,600 | 418,000 |
| 全体平均  | 200,972 | 278,953 | 356,546 | 375,049 | 165,353 | 242,243 | 303,527 | 319,938 |
| 全体最小  | 157,700 | 195,500 | 228,000 | 228,000 | 140,000 | 184,530 | 218,000 | 218,000 |
| 最高-最低 | 89,950  | 200,600 | 244,211 | 256,670 | 59,000  | 206,770 | 187,600 | 200,000 |

働く場所が違うだけなのに  
初任給だけみても

看護師で約9万円

介護職で約6万円もの格差

2018年度賃金労働条件等実態調査結果より

# 医療・介護労働者の全国一律の最低賃金(特定最賃) 新設と労働条件の改善を求める要請署名

## 要請趣旨

高齢化が進む中で、医療・介護の職場では、看護師や介護職の過重労働と人員不足が深刻化しています。日本医労連の「看護職員の労働実態調査」(2017年)では、「慢性疲労」は71.7%と7割を超え、厳しい勤務実態の中で、「仕事を辞めたいと思う」人が74.9%にも達しています。また、看護師の賃金は他の専門職に比べて低いうえ、医療が全国一律の診療報酬で運営されているにもかかわらず、地域や設置主体等による格差が大きく、看護師の初任給で約9万円もの格差があり(日本医労連「2018年度賃金労働時間等実態調査」)、賃金の低い地域から看護師が流出している実態もあります。

介護職については、全産業労働者の平均賃金より約8万円も低く(2018年賃金構造基本統計調査)、全労連「介護施設で働く労働者のアンケート」(2019年版)によると介護の仕事で「辞めたい」と考えたことがある人は64.5%にも達し、辞めたい理由は「仕事がつらい・忙しすぎる・体力が続かない」(55.9%)、「賃金が安い」(39.9%)となっています。「低賃金・過重労働」の実態が改善されず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や医療・介護の質に深刻な影響を及ぼしかねない事態になっています。

「医療崩壊」、「介護崩壊」をくいとめ、どこでもだれでも安心して医療・介護が受けられる体制をつくるには、働き続けられる賃金・労働条件の改善が必要です。医療・介護の労働者の国内産業に占める割合は、年々高くなっており、その賃金の底上げは、地域経済を支える上でも重要です。

## 記

## 要請項目

- 1 医療・介護の深刻な人員不足を解消するため、看護師及び介護職について、全国一律の最低賃金(特定最低賃金)を新設し、賃金の底上げをはかること。
- 2 医療・介護従事者の賃金・労働条件の改善にかかわる財源については、国が財政措置を講じること。
- 3 医師・看護師・医療技術職・介護職などを増員し、夜勤改善などの労働条件の抜本的な改善をはかること。

| 氏名 | 住所(「同上」や「〃」は使わないでください) |
|----|------------------------|
|    | 都道<br>府県               |

※この署名用紙は、厚生労働大臣への要請以外に個人情報を利用されることはありません。